平成２３年（フ）第７６６０号
大阪府門真市岸和田２丁目15番１号
債務者　前田進一郎
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６８８号
大阪府門真市脇田町２番６―207号
債務者　井倉タクシーこと　井倉　直登
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７８８号
大阪市北区樋之口町２番13号　ジオナ天神橋305号室
債務者　衣川　泰史
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８５４号
大阪府東大阪市小若江４丁目３番21号　コーポユタカ３Ｆ
債務者　柳瀬　加代
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８６１号
大阪府吹田市樫切山18番８―403号、前住所大阪府吹田市山田市場11番13―406号
債務者　伊勢本　勲
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９０４号
大阪市平野区喜連西３丁目８番４―707号
債務者　井上　浩一
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９３５号
大阪府高槻市南平台１丁目２番２号
債務者　加藤　鉄夫
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９４９号
大阪市阿倍野区昭和町３丁目３番23号　銀座ハイツ新館302号
債務者　森田　正一
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２６１号
神戸市北区有野台６丁目20番Ｂ６棟404号
債務者　藤野　理香（旧姓三井）
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８７９号
兵庫県西宮市山口町名来１丁目18番21号
債務者　狩野　知宏
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９４５号
兵庫県西宮市段上町６丁目22番15―211号
債務者　辰岡　榮子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７８号
鳥取県倉吉市秋喜480番地の１
債務者　福田　秀子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第１２４６号
広島市安佐南区西原８丁目37番16―203号
債務者　追田　香織
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５５８号
鹿児島県鹿児島市柳町４番２―24号
債務者　重信美知子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５７３号
鹿児島県鹿児島市吉野町9679番地２　グランヴュー磯403号
債務者　東　　忠義
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１６３号
北海道小樽市住吉町４番14号　コーポササキＣ号室、前住所北海道小樽市星野町１番１号
債務者　山内　美紀
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第４９８号
金沢市末町12の４番地12、住民票上の住所石川県小松市城北町141番地６
債務者　南部　信行
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４９９号
金沢市平和町２丁目３番９号　ＭＣハイツ平和・401号、従前の住所石川県石川郡野々市町野代３丁目110番地
債務者　川上仁子こと　崔　　仁子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
金沢地方裁判所